

免許状更新講習を受講し、更新講習履修証明書が大学から届いた方や 免除・延期（延長）申請をしようとする方の、申請手続きについて

旧免許状所持者又は新免許状所持者の方で、修了確認期限（有効期間満了の日）の2年2か月前から2か月前の2年間にあたっている方は、更新講習受講期間・申請期間にあたっています。

すでに更新講習開設大学等で30時間以上の講習を受講し、所定の時間数の「講習履修証明書」がお手元に届いた方は、必ず大阪府教育委員会に「更新講習修了確認申請」を行ってください。

申請書の様式・申請方法・申請に必要な書類は大阪府ホームページに掲載しています。

更新制の手続きのページへ簡単に入る方法

- 1) ホームページ検索サイトから、「大阪府 教員免許」と入力。検索ボタンをクリック。
(大阪府と教員免許の間は1文字開けるのがコツ。)

大阪府 教員免許 検索 ←CLICK!

- 2) 検索結果が出てきたら、「大阪府／教員免許状」のリンクをクリック。

大阪府／教員免許状

www.pref.osaka.lg.jp > kyoshokuink > menkyo ▾

教員免許更新制の手続きに関するお問合せ集（Q&A）（参考）教員免許更新制にかかる講習の受講をすべて終了の方の更新講習修了確認申請手続きについて すでに大阪府教育庁に講師登録をしている方が教員免許状を更新したとき

教員免許更新制	免許法認定講習
そのため、大阪府教育委員会が授与した教員免許状であれば大阪府教育委員...	免許法認定講習 大阪府、大阪市、堺市の教育委員会が連携して開設していま...

さらに表示 ▾

大阪府／教員免許更新制

www.pref.osaka.lg.jp > kyoshokuink > kousinsei ▾

- 3) 大阪府ホームページの「教員免許状」のページが開きます。

「B 教員免許更新制」の見出しの下に、それぞれ手続きの案内ページへスキップできるリンクがあります。

A 教員免許状関係手続

1. 教員免許状の授与申請 (○) (※「幼稚園特例」(保育士の実務経験活用による免許申請)は、8をご覧ください)
2. 教員免許状の書換 (■)
3. 教員免許状の再交付 (■)
4. 教員免許状の書換・再交付 (■)
5. 教員免許状授与証明書の発行 (■)
6. 教員免許状の授与証明書(都道府県別お問い合わせ先)
7. 教員免許状授与申請のための単位修得特例 (事前予約制)
 - ・教員としての在職年数と単位修得により、上級免許状を取得したい
 - ・教員としての在職年数と単位修得により、隣接する学校種の免許状を取得したい
 - ・所有免許状(中・高)を基礎として、単位修得により同職種・他教科の免許状を取得したい など
8. 幼稚園教諭免許取得の特例制度 (○)

B 教員免許更新制(郵送手続可)

1. 教員免許更新制
2. 【更新】免許状更新講習の修了・履修による更新講習修了確認の申請手続 (■)
3. 【更新(期限後)】修了確認期限経過後の更新講習修了確認の申請手続 (■) (修了確認期限を経過している方の更新申請手続きはこちらをご覧ください。)
4. 【延期】休職・休業や新たな免許状の取得等による修了確認期限延期の申請手続 (■)
5. 【免除】教員を指導する立場にある者等による免許状更新講習免除の申請手続 (■)
6. (お知らせ) 卒業教諭免許状をお持ちの方の教員免許更新制に関する手続について
7. 更新講習受講対象者証明書の交付(大阪府内公立学校の教員勤務経験者・講師希望者登録者) (■)

「B 教員免許更新制」

次のページへつづく

- ① 更新講習の受講を終えて、履修証明書が届き、更新講習修了確認申請ができる状態の方
→ B-2 「**【更新】免許状更新講習の修了・履修による更新講習修了確認の申請手続**」のリンクをクリック。
- ② 免除対象職にあたるなどにより、更新講習免除の申請ができる方
→ B-5 「**【免除】教員を指導する立場にある者等による免許状更新講習免除の申請手続**」のリンクをクリック。
- ③ 修了確認期限の延期申請をしようとする方
→ B-4 「**【延期】休職・休業や新たな免許状の取得等による修了確認期限延期の申請手続**」のリンクをクリック。

※新型コロナウイルス感染症の影響により更新講習を受講できない場合、修了確認期限の延期（有効期間の延長）が可能です。申請方法等については本府 HP（[新型コロナウイルス感染症の影響による免許状更新講習の修了確認期間の延期又は教員免許状の有効期間の延長について](#)）をご確認ください。

「教員免許状」のページへ入るためのリンク↓

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuink/menkyo/index.html>

【 注 意 】

◆ 免除申請・延期申請は、更新制の申請期間に該当している方でなければ手続きができません。

○免除

申請期間内において、指導職（校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭）に就いている方が、免除申請を行うことができます。申請期間に入る前に指導職に就いていただけでは、免除申請できません。

【例】修了確認期限が平成34（令和4）年3月31日の方（過去に更新や免除の手続きを行った方）は、申請期間が平成32（令和2）年2月1日から平成34（令和4）年1月31日であるため、平成32（令和2）年2月1日以降に指導職である必要があります。

○延期

旧免許状（平成21年3月31日までに授与された免許状）の所持者で、新たに別の教員免許状の授与を受けた方（※）は、授与を受けただけでは延期申請ができません。ご自身の申請期間に手続きすることが可能です。

【例】修了確認期限が平成34（令和4）年3月31日の方（過去に更新や免除の手続きを行った方）は、申請期間が平成32（令和2）年2月1日から平成34（令和4）年1月31日であるため、平成31年3月31日に新たな教員免許状を授与されていても、平成32（令和2）年2月1日以降でなければ延期申請できません。）

（なお、延期申請は申請時点で教諭・講師など現職教員である方のみできます。）

※具体的な事例（旧免許状所持者で、新たに別の教員免許状の授与を受けた方の例）

A: 小学校二種免許状を有する旧免許状所持者で、小学校一種免許状の授与を受けた方
同様に、一種免許状を有する旧免許状所持者で、専修免許状の授与を受けた方

B: 旧免許状所持者で、特別支援学校教諭二種免許状の授与を受けた方
（領域追加は法律上、授与にあたらなため、延期申請はできません。）

C: 高等学校教諭免許状を有する旧免許状所持者で、隣接する校種（中学校）の免許状の授与を受けた方。中学校教諭免許状を有する旧免許状所持者で、同校種（中学校）の他教科の免許状の授与を受けた方